

第6章 収集・運搬・処分

本章では、被災した建築物等の解体・補修工事で発生した石綿に係る廃棄物の収集・運搬・処分について示す。収集運搬及び中間処理・最終処分は、原則として平常時と同様の石綿飛散防止措置を実施することとする。

1 廃石綿等の収集・運搬

(1) 分別収集・運搬の留意事項

【実施事項】

○廃石綿等の収集・運搬に当たっては、廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、他の廃棄物と混合するおそれがないように他の物と区分して収集し、又は運搬する。

収集・運搬を行う者

【解説】

- 廃石綿等の収集・運搬は次のように行う。
 - ① 廃石綿等が飛散や流出することのないようにする。
 - ② 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずる。
 - ③ 廃石綿等の収集・運搬のために施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずる。
 - ④ 廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにする。
 - ⑤ 廃石綿等がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬する。
 - ⑥ 廃石綿等は、積替えを行わず処分施設に直送することを原則とする。これは再飛散の危険を極力少なくしようとするための措置であり、異なる事業場から廃石綿等を収集することを妨げるものではない。

(2) 飛散防止

【実施事項】

- 廃石綿等の収集・運搬に当たっては、廃石綿等を収納したプラスチック袋等の破損などにより石綿を飛散させないよう慎重に取扱う。
- なお、プラスチック袋等の破損などにより、廃石綿等の飛散のおそれが生じた場合には、速やかに散水等を行い湿潤化させ又は覆いをかける等の措置を講じた後、適切に処理する。

収集・運搬を行う者

【解説】

- 廃石綿等の収集・運搬を行う者は、積込・運搬の各過程で廃石綿等を飛散させないよう慎重に取扱わねばならない。プラスチック袋等の積込は、原則として人力で行う。また、重機を利用する場合には、パレット等を利用し、重機が直接プラスチック袋等に触れないようにする。

○万一、プラスチック袋等の破損が生じた場合には、速やかに散水等により湿潤化させ飛散防止措置を行い、新たに二重のプラスチック袋等の耐水性の材料で梱包する。

(3) 運搬車・運搬容器

【実施事項】

○運搬車及び運搬容器は、廃石綿等が飛散し、及び流出するおそれのないものとし、廃石綿等の運搬に当たり、運搬車両の荷台に覆いを掛ける。

収集・運搬を行う者

【解説】

○収集・運搬に係る廃棄物の種類（廃石綿等）及び取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、当該文書を携帯する。ただし、収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りではない。文書の例を図6.1に示す。

1. 廃棄物の種類 廃石綿等
2. 取扱い上の注意事項
 - ① 廃石綿等は他の廃棄物と混ざらないよう留意する。（混載禁止）
 - ② プラスチック袋に詰め運搬する場合は、破損のないシートでプラスチック袋を包み込むように覆う。
 - ③ 容器の場合には、荷台での転倒、移動を防ぐための措置を講ずる。
 - ④ 廃石綿等を、プラスチック袋や容器で運搬する 場合で、プラスチック袋や容器が破損した場合は、散水等により湿潤化させることにより飛散防止措置を行う。
 - ⑤ 運搬容器の破損事故が起こった時は排出者に速やかに連絡する。

図 6.1 文書の例

- プラスチック袋等の場合には、破損のないシート等でプラスチック袋を包み込むように覆いをかける。コンクリート等固型化物をプラスチック袋に入れたものは、運搬途中の移動、転倒により袋が破損しないようクッション材等の措置を講ずる。
- 容器の場合には、運搬の際に荷台での転倒、移動を防ぐための措置を講ずる。
- 運搬時にプラスチック袋等の破損が生じた車両のシート等は、廃石綿等として処理する。また、荷降し後、荷台等の清掃を確実にを行う。

2 石綿含有廃棄物の収集・運搬

(1) 分別収集・運搬の留意事項

【実施事項】

- 収集・運搬に当たっては、石綿含有廃棄物から石綿が飛散するおそれのないように行う。
- また、他の廃棄物と混合することのないよう区分して収集・運搬する。

収集・運搬
を行う者

【解説】

- 収集・運搬の際の接触や荷重により石綿含有廃棄物から石綿が飛散するおそれがあるので、石綿含有廃棄物を収集・運搬する際は、次のような措置を講ずる。
 - ① 石綿含有廃棄物の変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積込み、又は荷降ろしを行う。
 - ② 他の廃棄物と混ざらないよう、運搬車両に中仕切を設ける等の措置を講ずる。
 - ③ 飛散防止措置としてシート掛け、袋詰め等の措置を講ずる。
 - ④ 運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を講ずる。
 - ⑤ 積載物が石綿含有廃棄物であることを視認できる箇所に表示する。
 - ⑥ 積替えのために保管を行う場合は、『第5章 5 解体後の石綿含有廃棄物等の現場保管及び搬出』（p37）による。

(2) 運搬車両

【実施事項】

- 運搬車両は、石綿の飛散及び石綿含有廃棄物の落下を防止する構造を有するものとする。

収集・運搬を行う者

【解説】

- 運搬車両は、石綿含有廃棄物から石綿が飛散するおそれのないものである必要があることから、次の構造を有するものとする。
 - ① 運搬車両は、石綿含有廃棄物の形状に応じた構造であるもの。
 - ② 運搬車両は、飛散防止のためシート掛け等が可能であるもの。
 - ③ 他の廃棄物と混載する場合は、混ざらないように中仕切り等が可能であるもの。

3 中間処理・最終処分

【実施事項】

○廃石綿等及び石綿含有廃棄物の中間処理・最終処分は、関係法令並びに通知等に従い、適切に実施すること。

中間処理・最終処分
を行う者

【解説】

○廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理に関する通知等の主要なものを表 6.1 に示した。

また、最新の技術動向を把握し、可能であれば無害化についても検討することが望ましい。

表 6.1 処分に係る通知等

1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知) 平成 18 年 9 月 27 日 環廃対発第 060927001 号 環廃産発第 060927002 号
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について(通知) 平成 18 年 8 月 9 日 環廃対発第 060809002 号 環廃産発第 060809004 号
3	石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 3 版) 令和 3 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局